

## 明石市財政健全化推進市民会議の検討部会について

- 1 明石市財政健全化推進市民会議（以下「市民会議」という。）に、明石市財政健全化推進市民会議条例第2条に定める事項の一部を詳細に検討するため、必要に応じて検討部会を置くことができる。
- 2 検討部会に座長1人を置き、市民会議の会長が、市民会議の構成員のうちから指名する。
- 3 検討部会の委員は次に掲げる者の中から市民会議の会長が指名する。
  - (1) 市民会議の委員
  - (2) 関係機関及び関係団体の代表者
  - (3) その他第1項に定める検討事項に応じて、会長が特に必要と認める者
- 4 座長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 5 検討部会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
  - (1) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 6 検討部会の会議を開催したときは、会議における発言の要旨又は議事の経過がわかる会議録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。ただし、非公開の会議にあっては、この限りでない。
- 7 座長及び検討部会の委員の任期は、第1項に定める検討が終了するまでとする。
- 8 検討部会は、第1項に定める検討が終了したときは、その内容を速やかに市民会議に報告するものとする。